

本日の会議に付した事件

平成27年第3回山元町議会臨時会

平成27年8月3日（月）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 議案第51号 平成27年度 復興住宅請1号 新坂元駅周辺地区（道合）災害公営住宅造成工事請負契約の締結について
日程第 5 議案第52号 平成27年度 復興交付金事業 町道4164号浅生原笠野線道路改良工事請負契約の締結について
日程第 6 議案第53号 平成27年度 請1号 山元町子育て拠点施設新築・復旧工事請負契約の締結について
日程第 7 議案第54号 平成27年度山元町一般会計補正予算（第2号）
日程第 8 委発第 2号 平成27年国勢調査結果を基にした地方交付税算定の特別措置を求める意見書の提出について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成27年第3回山元町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

4番菊地八朗君から欠席する旨の申し出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、2番岩佐哲也君、3番渡邊 計君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題とします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。会期日程案、月日、曜日、会議別、内容の順に朗読いたします。

8月3日、月曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。以上です。

議 長（阿部 均君）お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向。

6月22日、仙南・亶理地方町議会議長会議が開催され、出席しました。

同日、宮城県町村議会議長会新旧役員会が開催され、出席しました。

6月22日から24日、総務民生常任委員会が視察研修のため、広島県世羅町、島根県邑南町、岡山県早島町を訪れました。

6月25日から26日、仙南・亶理地方町村議会議長会常任委員長研修が開催され、出席しました。

7月1日から3日、産建教育常任委員会が視察研修のため、岩手県葛巻町、秋田県東鳴瀬村を訪れました。

7月8日から9日、議会広報常任委員会が全国町村議会議長会議会広報クリニックに出席し、視察研修のため埼玉県寄居町を訪れました。

7月10日、亶理名取市町議会連絡協議会議員研修会が開催され、出席しました。

7月17日、新地町議会山元町議会交流会が開催され、出席しました。

7月21日、宮城県議会と沿岸15市町議会議長との意見交換会が開催され、出席しました。

7月24日、宮城県町村議会議長会主催の震災復興セミナーが開催され、出席しました。

7月27日から29日、亶理・仙南地方町村議会議長会視察研修会が開催され、出席しました。

7月28日、三重県津市議会議員が視察研修のため訪れ、副議長が出席しました。

7月30日、宮城県町村議会議長会主催の議員講座が開催され、議員6名が出席しました。

8月1日から2日、議会報告会を中央公民館ほか3カ所で開催しました。

総務民生常任委員会、7月2日、7月21日、委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、7月13日、委員会が開かれました。

議会広報常任委員会、7月15日、7月22日、委員会が開かれました。

裏面をお開きください。

議会運営委員会、6月18日、委員会が開かれました。

議員定数と報酬に関する調査特別委員会、6月29日、委員会が開かれました。

全員協議会、7月6日、7月10日、7月30日、協議会が開かれました。

2. 委員会、議員発議案の受理。議会運営委員会委員長から議案1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3. 長送付議案等の受理。町長から議案4件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4. 監査、検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

5. 説明員の出席要求。本臨時会にお手元に配布のとおり、説明員の出席を求めています。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3. これから提出議案の説明を求めます。

この際、今臨時会に提出された議案4件を山元町議会先例67番により、一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。

おはようございます。

本日、ここに平成27年第3回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第51号については、坂元道合地区の災害公営住宅用地の造成工事に係る工事請負契約を締結するもの、議案第52号については、町道浅生原笠野線の道路改良工事に係る工事請負契約を締結するもの、議案第53号については、新山下駅周辺地区市街地に整備する子育て拠点施設の新築・復旧工事に係る工事請負契約を締結することについてそれぞれ議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案である議案第54号平成27年度山元町一般会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

まず、歳出予算の総務費についてですが、震災復興交付金事業第12回申請に係る交付額決定に伴い、震災復興交付金基金並びに震災復興基金への積立金をそれぞれ追加措置するものであります。

また、農林水産業費については、被災した農地の早期復興を図るため、町内の意欲ある農業者で組織する農業法人に貸与するための農業機械等の導入経費及び農業機械の格納庫を兼ねた出荷調整貯蔵施設の整備に要する経費等を追加措置するものであります。

次に、これらの歳出予算に見合う財源として震災復興特別交付税及び震災復興基金の取り崩しを増額措置するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出予算をそれぞれ約7億2,000万円増額し、総額33億7,000万円余とするものであります。

以上、平成27年第3回山元町議会臨時会に提案しております各議案の概要についてご説明申し上げましたが、なお、細部につきましては、さらに関係課長等に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第51号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。議案第51号平成27年度復興住宅請1号新坂元駅周辺地区（道合）災害公営住宅造成工事請負契約の締結について説明申し上げます。

なお、議案の内容につきましては、別紙配布資料No.1にてご説明いたしますので、ご覧願います。

議案の概要についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、新坂元駅周辺地区（道合）災害公営住宅造成工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議案の議決を要するので提案するものでございます。

次に、項目及び内容についてご説明申し上げます。

契約の目的、平成27年度復興住宅請1号新坂元駅周辺地区（道合）災害公営住宅造成工事でございます。

契約の方法、条件つき一般競争入札。なお、入札参加数7社でございます。

契約金額、1億8,468万円。こちら消費税を含むものでございます。

落札率、86.5パーセントでございます。

契約の相手方、亘理郡亘理町吉田字板橋9番地、株式会社岩佐組、代表取締役岩佐正夫でございます。

工事の場所、山元町町地内。

工事の概要、開発面積0.5ヘクタールということで、工事の場所とあわせて次ページ、A3図面をご覧願います。

こちら、工事の場所としましては、山元町町地内ということで、右の位置図、赤い丸をつけた箇所でございます。

工事の概要としましては、工事範囲はこちら土地利用平面図、赤い色で着色されております範囲でございますが、住宅造成の箇所は、中央左下の長方形のエリアとなっております。こちら、住宅を締め固めるために、プレロード工として土を盛り上げ、沈下が安定した時点で余分な土を撤去し、現地場より50センチから60センチ程度高い位置で造成を仕上げるものでございます。

また、プレロード実施前に周辺の地盤沈下、地盤の沈下が周辺に影響を与えるのを防ぐため、沈下の影響範囲との境に地盤改良工を施します。

さらに、この造成地と接続する道路及び側溝等を造成高に合わせてかさ上げすることでございます。

前ページの議案の概要をご覧願います。

工事の概要につきましては、表記のとおりでございますので、御理解願います。

工期、議決された日の翌日から平成28年3月31日まででございます。

以上で議案第51号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

12番佐山富崇君の質疑を許します。

12番（佐山富崇君）はい。まず、7社お知らせ願います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。7社の内訳ということでよろしいでしょうか。

今回の道合地区の参加業者としましては、株式会社岩佐組、荒木建設工業株式会社、

日建工業株式会社、中鉢建設株式会社、野村建設株式会社、株式会社曲小倉工務店、株式会社本田組、以上7社でございます。

12番（佐山富崇君）はい。この条件つきというのはどういうことなの。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。こちらの条件つきの内容といたしましては、今回予定価格が税抜きで1億9,768万2,000円という額もございまして、また、こちら地盤改良など、多岐にわたる工種の内容ということもございまして、県の入札参加資格を参考に総合評定S相当、850点の評点を有するという条件を付しております。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい。造成工事ということでございますが、これはこの事業は、ここの排水をよくするのがあるから、何が何でもこれやらなきゃならないという町長の肝いりでやった事業というか、ですよね。

それで、お伺いしたいのは、排水は今回の契約には関係ないんですね。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。今回の議案の概要にお示ししているとおり、今回造成地をかさ上げしたときに、造成地の排水を確保するためにも近接する側溝の分、側溝、排水構造物のかさ上げ工ということで計上してございまして、こちらの議案の概要の中にお示してありますとおり、プレキャスト側溝工354メートル、15倍側溝541メートル、プレキャスト大型側溝84メートルという形で計上してございます。

12番（佐山富崇君）はい。つまり、排水も同時に行う、排水計画も同時に事業も行うというふうに理解しているの。その辺がちょっと理解に苦しむところです。はっきりそのところをお伺いしたい。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。造成工事とあわせて排水も同時に行うということでご理解願います。

12番（佐山富崇君）はい。最終確認です。つまり、排水事業はこれで終わり。ここの。道合地区の、これでいいんですね。この事業をもって。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらの道合地区の排水につきましては、こちらの工事で対応していく予定でございます。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、この事業をもって道合地区の排水計画という事業というのは終わりですねという確認です。そうだか、そうでないかだけでいいんです。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらで終わりということ。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

1番（青田和夫君）今同僚議員から質問ありましたけれども、私の聞きたいのは、契約方法の中身なんですけれども、7社ありまして、その中に地元の業者が1つもないふうに理解したんですけれども、それはどういうことなのかをお伺いします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら、評点のほうで850点という評点があったということですが、それでも地元の業者さんのほうは参加可能だという認識でございました。

また、ただ地元の業者さんとしては野村建設さんが参加しているということもございまして、全くゼロということではないかと思えます。

また、今回下請額が地盤改良工というのが結構特殊な工事ございまして、専門の業者さんが入る形になるかと思うんですが、下請額が大きいということは、特定建設業の

指定を持っているということが恐らく必要になってくるということもございまして、地元の業者さんの参加がためらったケースもあったのではないかとというふうに思料されております。以上でございます。

1 番（青田和夫君）そうすると、先ほど説明ありました 7 社、岩佐組から何点なのか、ずっと教えてくれますか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。順不同で申しわけないのですが、日建工業株式会社、こちらの経審の評点は 1, 0 5 5 点、株式会社岩佐組 8 7 6 点、荒木建設工業株式会社 9 4 9 点、株式会社曲小小倉工務店 9 8 4 点、野村建設株式会社 8 6 5 点、中鉢建設株式会社 9 9 7 点、株式会社本田組 1, 0 9 3 点でございます。以上です。（「わかりました。いいです」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6 番（遠藤龍之君）岩佐組、今いろいろ資格要件等々説明あったわけでありますが、どの程度の規模というんですか、よくわからないんですが、ちょっと心配な点は、もう一本 1 億 6, 0 0 0 万円のこの後出てくる事業もとっているんですね。どうして、しかも工期同時期に進行というようなことになっているわけですが、その辺の対応は十分なのかどうか。

といいますのは、この件につきましては、隣の亘理町で 1 社が相当部分をとって、そして結果もろもろあって、事業を大きく遅らせたと、工期を遅らせたという一件も最近の話であったわけですが、その辺も見てみますと、非常に心配な点が、とりわけこの道合地区については、もうそもそも工期が遅れるということが想定された中での取り組みということでありますので、その辺についてはどのようなご認識といたしますか、受けとめ方をしているのかお伺いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。こちらの岩佐組の会社の規模ということでご心配されているということですが、こちら技術者、現在 1 3 人所属しております。また、事務員 3 名、作業員 5 名、計 2 1 名、こちら岩佐組のほうで所属していることもございまして、従業員数につきましては、対応可能ではないかと。

また、こちら配置予定技術者ということで、1 級土木施工管理技師の資格を有し、また、専任可能である者が配置されるということも確認しておりまして、対応は可能ではないかというふうに考えてございます。

また、こちらダンプも 1 0 台ほど所有しているということで、路工等も対応可能ではないかというふうに考えてございます。

また、先ほど佐山議員から質問いただいた答えの中身で、多少説明足らずの部分がございましたので回答させていただいてよろしいでしょうか。

先ほど道合地区全体の排水は終わりかというお話だったのですが、今回の工事はあくまでも交付金対象範囲でございますので、その辺ご理解いただければと思います。以上です。

議長（阿部 均君）遠藤議員、質疑中ではございますが、ただいま震災復興課長のほうから佐山君の質疑に対する答弁もございましたので、佐山君の質疑を許します。

1 2 番（佐山富崇君）はい。私が聞いたのは全体計画を聞いたわけですよ。間違っただけでしょう。おわびがあつてしかるべきだ。最初。それからの再答弁でしょう。私はそう思うんだね。私の考えはおかしいでしょうか。私はきちんと、しかも念には念を押して確認ですよと

言った。ちょっと理解できない。本当の最後の確認ですよと2回だめ押しして聞いているわけですよ。それからお答えいただいたんです。それでいいんですと。今度間置いてから、いや違うんですと。だから、まずおわびでしょうが。そうじゃないでしょうか。議長どう思いますか。

議長（阿部 均君）震災復興整備課長、ただいまの佐山君の質疑に対して間違っておったということで、まずは訂正のおわびを申し上げた後にきちんと答弁をお願いいたします。震災復興整備課長。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。佐山議員のおっしゃること、まことにもつともで、まず最初におわび申し上げます。質問再度いただいたにもかかわらず、趣旨取り違えてご説明差し上げたということでおわび申し上げます。失礼しました。（「はい、了解します」の声あり）

議長（阿部 均君）佐山君、よろしいですか。

12番（佐山富崇君）はい。了解します。

議長（阿部 均君）それでは、また遠藤君の質疑に戻ります。遠藤龍之君。

6番（遠藤龍之君）会社の規模、技術者13名、作業員5名とお聞きしたわけですが、普通に考えると、この内容で大丈夫なのかと、ますますこの不安を大きくしたわけなんです、この規模の会社で2本の、あともう1本は1億6,000万円ほどの事業を受け取ったわけなんです、その辺ちょっと見えない。

多分、この人員で、下請等とあるいはというような形で対応するという事なのかもしれませんが、そもそもこの分離発注ということに至った経緯の中には、そのJVに断られた大きな要因の中に作業員不足というものが大きく強調された。そして、それでできないということで、こういう形になったわけなんです、その辺の検討はどの程度検討されて、このこういう結果になったのかと、とりあえずお伺いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。こちら岩佐組ですが、確かに山元町での施工実績というのは余りないということで伺っておりますが、ただ、宅地造成及び地盤改良工事、ある程度規模のものを過去にやった経験があるということもございまして、こちら対応可能ではないかというふうに考えてございます。

また、配置技術者及びこちら一般競争入札の条件を有していると。専任で資格を有している者の配置可能で、かつこちらの工事の段取りが可能であるということを判断していただいて入札いただいているということもございまして、我々職員も可能な限り工程等確認しながら、品質等確認しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたしたいと思っております。

6番（遠藤龍之君）はい。私たちは素人なので、全く見えない状況なんです、あの大手JVが断るほどの大事業と申しますか、難事業と申しますか、というふうに推測するわけですが、この状況をわかるために1日どのくらいの人員でどのような重機でもって対応するような工事の中身になっているのか。その辺ちょっとわかるようにお知らせいただければと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。これから業者さんのほう、施工計画等を出して、日作業量及び作業に張りつける人等は今後出てくる形になってきますので、現在現段階でどのような日程、どのような人数を張りつけてというところまではちょっとお答えすることは難しいんですが、来た段階で精査して、工期のほうを守りつつ進めるように指導してい

きたいというふうに考えてございます。

また、JVが断った難工事というお話もございますが、こちらJVのほうにつきましては、内容もそうですが、請負の額というか、そういったところでの折り合いも含めての内容となっておりますので、その辺も含めてご理解いただければと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。まだこの理解できないんですが、私こういう仕事わからなくて聞いているんですけども、技術者はいっぱいいて、13人いて、作業員5人というのが先ほど説明あったから、じゃ1日どのくらいの人を用意して、そして要さなければならない事業の規模になっているのかということを確認……、今から精査して、この件についてもう何回も転んでいる事業なんですよ。

そして、その資材高騰あるいは作業員……、額の話しましたが、最初に我々に示したのは、作業員不足、それから資材高騰というのが大きな理由として協議が成立したという話ですから、あの大きな企業でも作業員不足、道合地区の作業員不足ということを大きな要因として、その断る要因といいますか、しているんですよ。

どの程度の、だから後でまたその件については聞くと思ったんですが、その作業員不足というのはどの程度の作業員不足でだめだったのか。そして、それを町が認めたのかという話にもつながってくるんですよ。

その辺十分に検討して、その前、不成立に終わったときのそのときに既にこの事業については作業員はこのくらい必要なんだという、あるいは資材はこのくらい、高騰する……というのがもう既に検証されてなくちゃならない話なんですよ。

そういう失敗といいますか、不成立の問題の後のこの話ですから、これは十分頭に置いて、そしてこの取り組みを進めなければならないというふうに考えるわけですが、これから考えるということになると、今度こんなに人やるよというふうに言われたらどうするのという心配が出てきます。もしそういうふうになったら、今度工期もここに3月30日と決まった。これはまたさらに遅れるのではないかという不安も今の現時点の説明の中ではそういう不安が大きくなるというふうに考えるわけですが、その辺、今から精査するというのじゃなくて、皆さんもプロなんですから、大体どのくらいの、この事業規模だったらどのくらいのそういった工期、それは発注するまで当然予定価格の中にも多分含まれていると思うんですけども、その辺は説明できないんですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。先ほど1日に作業員が何人いてこの工種はどうだというような話という内容までは現段階では当然請け負った業者さんによってはその考え方が違うので、明確には申し上げられないというお話は差し上げましたが、実際に工事を発注する際には工事の内容、金額等から標準工期というのがございまして、それをもとに発注しておりますので、その中でも今回工事を実施することが可能であるという判断のもと、発注させていただいているということでご理解いただけたらと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。理解しろと言ってもなかなか、もともと理解のできない頭の中での質問なので、専門的な部分ですから、なかなか理解できない、今の説明では。

逆に考えますと、この予定価格の中に当然人夫、人足、労賃等々ということも含まれてのその合算で最初の予定価格というのが出てくるというふうに受けとめているわけですが、ということから考えれば大体どのくらいの人足というか、人数が必要かどうかというのは当然この契約の中に示されているんじゃないですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。こちら、人夫というところにつきましては、各工種、各工

事、例えば側溝1カ所設置するにつきましても1メートル当たり工事するには人夫、杵工の作業員何名、その他指示する現場の作業員何名という形で、全部計上した形の結果でございますので、そちらのところはおのおのの工事の段取りによって当然合計の人数というのは変わってきますので、ただ、積算上はそのような形で個々の張りつけ予定技術者の数を合算した結果になっておりますので、その辺ご理解いただければと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。まだわかりませんね。大体……、細かいこと聞いているんじゃないんだから、1日最低このくらい的人数、100人規模が必要だとか、50人規模が必要だ、あるいは5人でできるんだというくらいのは説明、示されていいのかなと思います。が、なかなかこれ以上前に進まないということで、この件についてはなかなか理解しにくいということを指摘しておきまして、次に、この軟弱地盤の対策です。これについても十分安心して見ていただけるのかどうか。

岩佐組、その前に説明あったかどうか、ちょっと忘れてしまいました。この辺の経験等とも含めて、対応は十分なのかどうか確認します。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら軟弱地盤対策ということもございましたが、まず、今回やる内容としましては2種類対策工がございます。1つは、こちらの圧密沈下を促進させるということで、あらかじめ土を多目に盛って沈下を促進させて安定したところで余分な土を除去する。そして、計画高にするというプレロード工法。こちらは土木造成工事ということで、土を締め固めてやっていくという形が主ですから、ある程度土木の土工事を経験すれば問題ないかと思っております。

また、圧密沈下を促進する際に周辺地域への影響から守るために、外周に中層混合処理という、セメントと土をかき回しながら地盤を固めるという工法でございますが、こちらにつきましても岩佐組のほうでは経験があるということございまして、技術的な対応可能であるというふうに考えてございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。この辺の地域については、昔から言われていることで、それから既に南地区のほうでもう経験している。南地区での経験、どのような経験かということ、最初当初の普通の常識的な範囲というか、専門の分野でこれで大丈夫だろうと行って進めていったら、途中で詳細設計したらもっとかかるというようなことで、大幅な変更契約をして、そして今に至っていると。

それでもどうかというのは、皆さんの不安なんです。そういう経緯を重ねてきた。そして、それに連続する地域であると。人の話によれば、これは正確な話ということではないんですが、あっちよりもひどいんじゃないかというような話も聞き及ぶわけですが、そうした際に、そうした難しい工事といいますか、難工事といいますか、そういったものも十分検討された中での業者あるいはその前の契約の内容になっているというふうな受けとめていいのかどうかお伺いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。坂元地区から連続してということで、遠藤議員のご心配もあるというお話ではございますが、こちら新たにやる工事の中で、先ほど申し上げました外部への影響を防ぐような地盤改良工事及びプレロード工法で沈下のほう、こちら沈下板というのを設置して、日々の沈下量というのを計測してやっておりますので、その辺で状況を踏まえながら、もし問題が出るようだったら早急に対応することによって工事のほうを安全かつ迅速に進めていきたいというふうな考えておりますので、ご理解をいただけたらというふうな考えております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。これまた理解したいんですが、ちょっとこれまでの経緯経過から見ますと、私は今回の取り組み状況を見ますと、不安、懸念が強まるばかりということ指摘しておきたいと思います。

ここで確認して、こういう確認の仕方というのはあれなんですけれども、本当に大丈夫なんでしょうねというふうな、その確認は求めません。ただ、そういう非常に不安、懸念は消えないということをお伝えしておきます。

次に、このそもそもの事業費、どういう関係になっているのかということをお確認しておきたいと思います。当初の事業、総事業費と今回の総事業費についてお伺いいたします。

総事業費と合わせてこの造成工事、建築工事の内訳もそれぞれ示していただきたいと思っております。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。こちら、建築の事業費が4億3,763万2,000円、造成につきましては2億9,927万……。

議長（阿部 均君）もう少しはっきりとわかるように答弁願います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。失礼いたしました。

建築につきましては、4億3,763万2,000円、及び造成につきましては2億1,400万円になってございます。以上です。（「当初と今回のって聞いたんだよ」の声あり）

議長（阿部 均君）時間をいただきたいということでございますので、この際、暫時休憩といたします。

再開は10時55分といたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）震災復興整備課長、答弁願います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。お時間いただきましてまことに申しわけありませんでした。

先ほどの遠藤議員の質問に対しましてお答えいたします。

こちら、当初、先ほどのご質問ですが、6月補正の前の建築の予算につきましては3億6,811万4,000円、これが変更後ということで4億6,315万4,000円に変更してございます。

また、造成につきましては、当初1億7,068万円から変更後2億1,400万円という形に変更してございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。ちょっともう一回整理してお願い……。質問の順序で答えてもらわないと、こっちメモする都合上あれなので、私聞いたのは、当初の総事業費とその内訳は造成工事と建築工事ね。と今回の総事業費の同じ内容、総事業費と造成工事、建築工事ということで、その順に報告というか、説明していただきたいと思っております。

議長（阿部 均君）震災復興整備課長、遠藤君の申し出に従って答弁願います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。当初の建築と造成の合わせた額、こちらが5億3,879万4,000円、こちらが6月補正の変更で6億7,715万4,000円に変更して

ございます。以上でございます。（「そして、あと内訳。造成工事と建築工事の」の声あり）

再度申し上げますと、当初が5億3,879万4,000円、こちらが変更後6億7,715万4,000円でございます。（不規則発言あり）

分けたものですか。再度申し上げます。分けたもの、建築が当初3億6,811万4,000円、こちらが変更後4億6,315万4,000円でございます。造成につきましては、当初1億7,068万円が変更後2億1,400万円でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私がこれまで説明を受けていた数字とは若干違うんですが、そちらで出された資料の数字では当初総事業費5億4,795万2,000円という数字でずっと我々認識してきたんですが、それはそちらで出した資料に基づいての認識なんですが、大きくは多分変わっていないようですので、この当初の数字についてはそれでそのように一応受けとめておきます。

そして、今回その変化はどういう、じゃ5億3,000万円、およそ約5億4,000万円が6億7,000万円、約1億2,000万円ですか、増ということになっているんですが、その辺の背景についてお伺いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらの合計額の差分といたしましては、1億3,836万円という差異が出てございますが、こちらまず、造成につきまして増額分ということで4,332万円、こちら今回増額になってございますが、こちら地盤改良の範囲、こちらが当初考えていた以上に周辺の影響を防ぐためにエリアが広がったということで、その分の増額補正ということで、この前6月議会で諮っていただいた内容になってございます。

また、建築につきましては、建築営繕室長のほうからご説明お願いしたいと思います。

建築営繕室長（佐山 学君）はい。お答えいたします。建築側の増額9,504万円ですが、これの内訳といたしまして、大きく2つに分かれます。まず1つは、物価スライドに要する増額というふうなことで、金額としては、おおよそ8,200万円でございます。

また、今回県に委託するというふうなことで、若干経費がかさ上げになっていると。具体的には事務費というふうな名目で、約1,200万円の増というふうなことで、合わせまして9,500万円の増というふうなのが増額の理由でございます。以上になります。

6番（遠藤龍之君）はい。この数字の動きからだけ見ますと、いろいろ手法を変えたことによって負担増というふうになったというふうな受けとめるわけでありませう。

その辺について、町長いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。工事関係のこの見積額といいますか、所要額、その時々状況に応じて改めて検討を重ねた中で、工事の一括あるいは分離と。そしてまた、経営の業務の委託というふうなもろもろの関係があって、そういうふうになってきているというふうなことで、やむを得ないのかなというふうな捉えております。

6番（遠藤龍之君）はい。やむを得ないと。世の流れにということかと思いますが、しかし、これそもそも、そもそもの話をするとまたなんなんなんですが、一括発注方式、総合評価一括発注方式、設計施工ですね、その大きな目的は何だったのかといいますと、工期の縮減、コストの削減、縮減といった大きな命題でこの間ずっと取り組んできたという経緯から見ますと、この変化というのはいかがなものかというふうな大きな疑問が残ります。

そこで、じゃ何でせっかくそういういい方法でやってきたものがだめだったのか。この間いろいろ聞いています。先ほど来言っておりますJVの断りの理由が資材高騰、人材不足といったような、それに後から強調されるようになったんですが、その85パーセント財政云々という、そういう拘束があつてだめなんだということではありますが、このような、今のような変化が生まれるんだったら、もっと努力すべきじゃなかったのかと思います。

やり方、その85パーセントの話がよく理解できないんですが、もし仮に今回の予定価格の中で出したときにじゃどうだったのかとか、考えられるわけなんですが、その辺の努力、検討というのはいかがだったんでしょうか。

私は、やっぱり引き続きそういう最初の当初の目的どおりにやれば工期の縮減も当然図られるし、コスト面でも当初の経過から若干世の中変わっていますから、消費者の変化があつたにしても、もろもろの意味で引き続きやっていただく、技術的な面、経験的な面を考えれば、当然もっと努力すべきでなかったのではないかというふうに考えますが、その辺については前回もいろいろお尋ねしましたが、なかなか理解不十分ということで、改めてお伺いするわけですが、いかがでしょうか。

議長（阿部 均君） 遠藤君に申し上げます。今提案されているのは坂元道合地区の契約の締結についてでございます。それで、遠藤さんの今の質疑の中で、その発注方式とかいろいろな部分の質疑もございましたが、その部分については、関連といえば関連の部分もございませけれども、少し議題よりも外れる可能性がありますので、申し添えておきます。

6番（遠藤龍之君） はい、議長。議長にお答えいたします。この契約に至った重要な契約、そこに至った経緯が前回の補正のそれに至るところでも十分な理解が果たせなかったということで、またその疑問が残っている。その疑問が残っている中で、今回のこの契約を認めるか、認めないかということを経済判断するわけですが、判断するために必要な、今確認事項なんです、ということをやっているわけですが、この議題外になるんですか。

議長（阿部 均君） 議題外というよりも……。

6番（遠藤龍之君） はい。いや、今議長はそのようなお話をしましたので、そのように受けとめましたので、そこを議長に確認します。重大な問題ですからね、これ。

議長（阿部 均君） この発注方式等は、当然事前にこれはもうこの震災復興のいろいろな工事に入る段階での決定事項でありまして、そういうふうな部分をまた再度ここでその発注方式等について質疑をするというようなのは、これは少し関連と言えないという部分がございますので、お伝え申し上げます。

6番（遠藤龍之君） はい。私はそう受けとめていません。今回のこの契約を判断する上で、私自身はやっぱり確認しなければならない事項だというふうに思います。その辺ちょっともしここでは……、別な場で議長、その辺の認識については確認したいと思います。

議長（阿部 均君） 遠藤君のただいまの質疑に対して答弁願います。これは、答弁は町長ですか。

（「いや、答えられる人でいいです」の声あり）ただいまの質疑に対して答弁願います。

震災復興整備課長（早坂俊広君） はい。今遠藤議員のお話ですと、ご質問の内容でございますが、なぜJVのほうに再度何とか協議して契約してもらえるように働きかけなかったかということですが、当然我々のほうも契約期間等踏まえて、少しでも早く工事を行いたいと

という観点から何度も申し入れはしたのですが、やはりこちら甲乙対等の協議ということもございまして、何が何でもやれという形は難しいということもございまして、どうしてもそこはJ Vのほうの現在の状況、会社の状況、また、当然地元ではないというところも含めまして、人を集める都合というのは、今回の契約につきましても工事は可能であるが、なぜJ Vは難しいのかという話につきましてもやはり会社の事情もございまして、やはりその辺の判断に至ったのではないかというふうに考えられます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。いや、まだまだ努力が足りないというふうに受けとめました。

もろもろの面で今不都合が、もうこの件だけでも1億数千万円の負担増となっているんですよ。あと交付金についても先ほど来の懸念が消えない。本当に大丈夫なのかと。これはやってみなくちゃわからない問題ですから、これ以上のあれはないんですが、いずれにしても、もうこの契約のところまで運ばれてきたということなので、大きく変えることはできないということは重々承知しながらも確認しているわけですが、やっぱり今後もそのような対応をとっていれば、もうこの件に関しては本当に一日も遅らせることはできない事業ですからね。もう既に当初から見れば3年遅れと言っても過言ではないくらいの事業なんですよ、これ。

そういう事業ですから、そして、今まさにこの仮設に住んでいる方があと2年待たなくちゃならない。2年というとちょっとオーバーですけども、1年……、もうすぐ入れると思っていたものがもう1年以上も延ばされたという案件なんですよ。

そして、将来これが万万が一平成29年3月ですよ、これ。までせつかく16戸の方が、応募した方が待っていてくれればいいですけども、途中でもう我慢限界ということで、入ることのできなくなったときという懸念も生まれてくる。現実の問題として。そういう事業なんですよ。

やっぱり一日も早く、施策提言8件の中にもありましたが、一日も早く早期実現というのが大きな目的で、そして、この事業が取り組まれた事業なんですよ。

もう既にその時点では6カ月があったんですが、決まってから。その間何をしていたかというのも非常に疑問に残るわけですが、その間あんたそのときいなかったからあれなんだけれども、その辺の努力も見えてこない。その後の努力、検討努力も見えてこない。今回も本当にそういう事態の中で、その背景、そういう努力がなされたのかというのを見てみますと、今のこのやりとりを見てもなかなか見えてこないということを指摘しておきます。これ以上求めても堂々巡りということになるわけですから、いずれにしても、この案件については、もろもろの問題が含まれているのだなということを伝えて質問を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。今同僚議員がいろいろ質問した中で、契約のこの方法なり、あるいは入札数、それで説明いただいたわけですけども、特定建設業の点数が850点ということであります。それ以上ということですけども、実際に地元業者の人たちのそういった育成とかも含めると、今回のやつで野村さんしか今回応札なかったんですけども、ほかの地元の建設業の人たちで850点以上、あるいは地元とあるいは通常の点数で分けたとかという形じゃなくて、今回は850点以上ということで、全部同じような形でやったのかなということで考えますけれども、その辺の配慮、地元の参加しやすいよう

な環境をつくるという中での配慮等はなかったのかどうかということと、あと、やはり条件つきということで、先ほど室長のほうから大分難しい技術もあるということだったんですけれども、その辺も含めて、その応札業者の数あるいはその点数のある程度の設定、その辺についてお伺いしたいと思います。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。岩佐 隆議員のご質問にお答えいたします。

一般的に経済性であるとか受注機会の均等であるとか、公正性であるとか、そういった点が競争入札の利点と申しますか、メリットとされているところでございます。

一方で、地域限定要件ということで、県内、県南であるとか、山元町内にあるとか、そういった地域の産業の育成であるとか、地域の活性化であるとか、また、業種というか、事業の中身によっては災害復旧等々で地元にあることが必要だというような事業もございます。

そういった点を勘案しながら、評点の方、議論を指名競争委員会の中ではさせていただいてございます。

今回道合地区の部分について申せば、プレロード工法等々含めて、ちょっと難しい議案、技術が必要だということで、今回の設定という形になってございました。

今後とも地域要件の設定等々につきましては、十分配慮してやりたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。850点という点数は、この特定の中での1つの町の考え方なのだと思いますけれども、その辺の設定の目安的な部分、今副町長のほうから非常に難しい技術も含めてあるということで、担当の室長のほうからもそういった話は聞いたんですけれども、通常土木工事の中でプレロード工法というのは我々考えるとそんな難しい工法ではないと。ただ、先ほどちょっと後から質問したいんですけれども、この中層混合処理、そういった軟弱地盤の対策の工法の中で難しい部分があるのかどうか。

点数、まず最初に850点の点数と、あと今副町長の答弁だと地元業者が入られるような形の、そういった考え方を持って、一般競争、条件付きの一般競争入札としてもよかったですのかなと思うんですけれども、そこまではちょっと配慮できなかったようなんですけれども、その辺についてもお伺いしたいと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。まず、中層混合処理ということで（「それはいいから、後で。最初は」の声あり）850点ということで、こちら県のほうの入札の参加資格ということで、予算規模1億円以上という、かなり大規模な工事ということもございますので、こちら県の評点を参考にさせていただいて850点ということで、今回条件として付かせていただいております。

10番（岩佐 隆君）はい。そういう形だと思ってお話聞いていたんですけれども、ただ、町で特定建設業、850点以上という、本当に数少ないということだと思うんですよ。そうすると、もう最初から締め出しているのかという形になるので、その辺である程度その特定建設業の点数、下げることが可能でなかったのかという部分をちょっと、それを含めてお話を聞きたかったんですけれども、その辺については、やはり点数は点数だから、幾ら特定で限定にしても下げることができないんだという形なのか、あるいはそういう点数を持っている人たちもいたんだけど、今回参加しなかったんだということなのか。その辺状況をちょっと聞きたかったので、お話しさせてもらったんです。その辺お答えいただきます。

議長（阿部 均君）資料確認のため時間が欲しいということでございますので、この際暫時休憩

といたします。再開は11時25分といたします。

午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）震災復興整備課長、答弁願います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。まず初めに、重ね重ねお時間をいただくということで、お時間をとらせてしまってまことに申しわけありませんでした。

それでは、岩佐議員のご質問に対してご回答申し上げます。

こちら、850点以上の条件を持っております町内業者2社ということで考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい。先ほど何社かということだけじゃなくて、その2社であれば、1社が参加できなかったというのは、やはりその企業の中身で一応手を挙げなかったのか、何か要件的な部分で手を挙げなかったのかということも含めてお聞きしたつもりだったんですけども、それはこの次の質問と一緒に答えていただければいいです。

先ほどちょっと地盤改良の関係で出たので、予算の関係で一応4,300万円ほど当初予算から見て今回多くなったと。その理由として、地盤改良、その費用が一応かさむという形での理由で金額が今回上がってきたということです。

この地盤改良工事、ここにも書いてあるんですけども、中層混合処理、先ほど室長のほうからちょっと説明あったんですけども、周りを一応固めるような工法だと。どのくらいの、例えば長さというのか高さというのか、幅と長さでどのくらい固めながら、立米については、立方メートルについては8,700立方メートルと書いてあるんですけども、どういう形で、イメージ的には多分ブロックを周りにずっと回していくようなイメージ、それを土を固めるということなのかどうか。我々なかなかそのニュアンスがわからないので、どういうイメージの処理の考え方なのか、ちょっと教えていただくことと、高さ、深さというのかもどのくらいするのか。

それとあと、プレロード工法の圧密のもので今まで実際に坂元の新市街地の部分でやった部分とかもあったと思うんですけども、その辺でどのくらいの圧密沈下があって、どのくらい盛り土をすればいいのかという部分も、今回一応予算の中で一応出てきていると思うのね。その辺の軟弱対策、地盤の対策、その予算に出ている部分で教えていただければと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。まず、中層混合処理工法と、この概要について申し上げますと、こちら深さ約8.9メートルの安定する支持盤まで幅4メートルから8メートル程度の幅で外周のほう、東西及び北側ですかを囲むような形で周辺の住宅等への影響が出ないような形で行う工法ということでございまして、こちらキャタピラーのようなもので地盤をかき回しながらコンクリートを吹きつけながら、注入しながら地盤改良をしていくという性質のものでありまして、基本的に地盤改良できる業者さんというのは、特許等を持っている業者さんが下請という形で恐らく入るかと思うんですけども、そういったところを指導しながら、元請が行ってくださる形の工事というふうに考えてございます。

また、先ほど850点以上、業者さん2社ということで、町内業者、ただ、その中でそういう下請額が大きい工事ということも想定されますので、どうしても特定建設業の資格を有していないとなかなか地盤改良のほうは、こちら携わることは難しいのではないということも踏まえまして、こちら850点とした経緯がございます。

また、プレロード工法にいたしまして、こちら大体2.6メートル程度最初余盛りというか、撤去する土等を考慮しながら、高さ上げて、それで大体1.3メートルほど沈下する形に考えておりまして、その後上部をすいた形で、最終的に地盤高を0.5から0.6メートル程度かさ上げするという形で対応する工法でございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今の説明だと8メートルから9メートル、8.何メートルを深さを今処理するような話だったんですけれども、周りの幅としてはどのくらいなのか。例えば1メートルなのか、6メートルなのかということを、まずそれもあわせてちょっと質問していきたいと思っておりますけれども、それと、実際に例えば今までの地質調査の中であそここの地盤については、結構N値をある程度、今回建物建てるのに一応30くらいのN値の地耐力なのか。それで、例えば地耐力をきちんと考えた中で、その支持地盤、通常の支持地盤だとどのくらいのところまでいくのか。

それと、あとプレロードで今0.6メートルから0.5メートルというお話もあったんですけれども、盛り土の高さ、その辺で支持地盤だったり、あるいはきちんと中層を建てる、N値30、そういった形の地質にきちんとなっているような形を今回工法として発注しているとは思っておりますけれども、その辺ちょっと確認したいので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。まず、プレロード工法で圧密沈下を促進させることによりまして、地盤支持力ですか、こちら上に乗せる住宅の支持力という形になってきますので、こちらが30キロニュートンという形で計画してございます。

また、実際はただこちら上物につきましては、中高層ということもございまして、中層住宅ということもございまして、実際設計する際は地盤のその上物の重量によりまして、ちゃんと実際に地耐力がもつかどうかという精査も行いますので、そちらのところ地耐力の詳細につきましては、問題ないというふうに考えてございます。

改良幅につきましては、先ほどご質問ありました深さが8.9メートル、幅につきましては、4メートルから8メートル、こちら影響する範囲の近さ等も踏まえまして計算して出しております。以上でございます。

議長（阿部 均君）一問一答方式でございますので、1問ずつご質問をお願いいたします。

10番（岩佐 隆君）はい。わかりました。ただ、何回もするのも失礼だと思ったので、ちょっとしたことで。わかりました。

ですと、一応全体の最初の地質調査の中で、N値の30、例えば30の支持基盤を得るときにどのくらいのその支持基盤の深さだったのかお伺ひしたいと思ひます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。事前のボーリング調査での改良というか、圧密想定される深さとしましては、10メートル弱程度。先ほど申し上げました地盤改良の深さと同程度はその対象地盤というふうにご考慮でございます。

また、そういう結果のデータから判断している経緯がございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。そうすると、4メートル幅、4メートルから8メートルの幅にして、

あと深さ8.9メートルで囲いをするということになると、絶対膨らまないという形の中で圧密沈下をかけながら、0.6かな、0.6の圧密沈下をかけながら支持地盤30まで、30ニュートンまで持っていくということで、ある程度中層が建つような、そういった要件であるということで、今お話を受けたんですけれども、実際にさっきも同僚議員が新市街地の坂元の最初いろいろ考えた中で、大分軟弱地盤の構想の対策、変化もしてきたという形もあるんですが、今回は面積が40あるのかな。4,000平米くらいのかな。全体の面積で。そうすると、今のような対策を考えた中で中層を建てて、周りの影響ないという形でもう一回念押ししておきますけれども、いいのかな。

あと、もう一回例えば途中でもう一回変更契約という形にはならないということで考えていいですね。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。こちらのほうは、実際に今ボーリングデータから必要な深さを計算というか、計測して想定してある程度引いているところもございまして、実際に下げどまりと言うのですが、地盤改良をいれていきながら、その深さが多少変わるので、そういう精査というのはあるかとは思いますが、基本的には現在の設計のとおり進めていきたいというふうに考えてございます。

あと補足ですが、沈下が0.6ではなくて、最終的に盛り上げる高さです。今の地盤と比べてコンマ50センチから60センチ程度上がるという地盤高で計画しておりまして、沈下量につきましては、1.3メートル程度沈下して、それで最終的にはコンマ5から6メートル程度現地より高い地盤で落ち着くという計算になっておりますので、ご理解のほうを賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐 豊君）はい。今皆さんから質疑ありまして、大体理解したところですが、ただ、こういう大事なものに対してこれまでも議会で十分な資料を提供してほしいというようなことがあって、お願いしてきたわけですが、特に今回この入札業者が7社あったということで、報告はありました。ただ、業者の名前を我々に示しただけでは、なかなかやっぱり判断できない部分もありますので、こういう部分については、ぜひ資料として出してほしいんです。これをお願いします。要求します。要するに、7社の業者の、要するに概要版みたいな資料をいただけないと、申しわけないけれども、なかなか判断できない。

いろいろ今質疑の中で、だからどこまで出せるかわからないですけれども、要するに例えば今一番心配されているのは、やっぱり特殊な、これは外注するというようなお話し聞きましたけれども、こういうことも含めて、やはり特殊な仕事なので、やっぱりその会社の中身が全然わからないで我々に判断しろというのはなかなか厳しいのかなと。

そんなことで、会社の概要版みたいなものを出せるのであれば、要するに、こんな規模でこんな経歴がありますよというようなことですよね。その辺が出せるかどうか確認してほしいです。

議長（阿部 均君）会社の概要版等、資料の、ただいま岩佐 豊君から提出の要求がございましたが、それ執行部のほうで出せるのか、出せないのか、ちょっと確認したいと思います。7社です。どなたか答弁願います。これ、入札に関しては、副町長でございますから、副町長嘉藤俊雄君、答弁願います。出せるか出せないか。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。非常に今回株式会社岩佐組さんが2つの工事をとられたということでご心配いただいているのかなというふうに思っております。

ちょっと誤解があるとあれなので、お話しさせていただきますと、あくまでも入札の制度に基づいてやるものでございます。結果、2社同じ2つの事業とっているということで、じゃそれをどういうふうにちゃんとできるのかという部分については、一つは監督です。工事業者が決まればすぐ全てが終わるという話でもございませんので、監督、また検査、そういったもので相手方をしっかり指導していくということ。あとは、制度としては、契約、報償金なりなんなりで事業者のほうの縛りをつけるという形の内容でございます。

確かに直近の工事で2つとられているということでご心配いただいているというのは了解しましたので、その点きっちり指導監督をしまいたいというふうに思います。

岩佐組さんの経歴書というか、何をやってきたのかという部分をお知りになりたいという部分でございましたので、その部分については、後で紙でお配りできるかなというふうには思いますが、あとどのような業者が入ったのかにつきましては、一般的にオープンになっているものもございますので、それでよろしければ提出することは可能でございます。それでよろしいでしょうか。

9番（岩佐 豊君）はい。やはり我々この大事なこういう案件を今決めようとしているわけですから、ぜひ今言われたような物を出していただいて、判断の一つにして、私はしたいと思いますので、ぜひお願いします。

議長（阿部 均君）7社のその概要版、概要等、実績等出していただきたいということですね。あくまでも。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。7社の分の一般的にオープンになっている、予定価格幾らで応札額幾らなのかというものについては、町の役場のほうで閲覧できるようになってございます。そちら加工してお知らせしたいなと思っております。

入札された契約の相手方である岩佐組、どんな相手なのかという部分につきましては、別途こういう工事をされていますということをご報告させていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（阿部 均君）私のほうから確認したいんですが、その資料は提出できないということなんですか。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。基本的にその入札の入札契約をどの程度オープンにしていくのかというのは、入札契約適正化法等ができてオープンにしておりますし、町もそれでやっております。（不規則発言あり）ですから、相手方である岩佐組の部分については提出させていただきますというお話をさせていただいております。

議長（阿部 均君）9番岩佐 豊君に確認いたします。今の議題となっておりますこの岩佐組ですか、その分についてのみならば提出は可能だとは思いますが、その辺について、7社となるとまた変わってくるということなんでしょう。

9番（岩佐 豊君）はい。今言った入札、何とかで、それで法的にだめだというならわかりますけれども、そうでなくて、要するに入札に入ったときの中身を知りたいというんじゃないですから、会社のこれまでの経歴みたいなものを示すことはできないんですかと言っているんですよ。私は。要するに入札のどうのこうのと言っているのではなくて、

議長（阿部 均君）当然です。岩佐組の分についてならば提出できるということですよ。

9番（岩佐 豊君）はい。そのほかは、じゃできないということですね。そういうことですね。

議長（阿部 均君）そのほかはできないということですか。（「できないんですね。わかりました。

できないならわかりました」の声あり) 岩佐組はできるということです。

それでは、岩佐組の部分については、提出ができるということでございますので、この際、5分ぐらいで準備できますか。10分必要ですか。何分ぐらい必要ですか。

この資料の提出には時間を要するようでございますので、この際暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

議長(阿部 均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(阿部 均君) 9番岩佐 豊君の質問の中で資料の請求がございました。その分については、皆様にただいま配布しております。

その資料についての説明を企画財政課長後藤正樹君より説明願います。

企画財政課長(後藤正樹君) はい、議長。それでは、今お手元に入札執行調書の写しをお配りさせていただきました。これが7月23日に執行いたしました、今回議案となつてございます道合の災害公営住宅の造成工事の入札の状況という形になります。

この中で、ちょっと改めて一般競争入札の流れについてちょっと私のほうから簡単にご説明をさせていただいて、あともう一つ資料がございますので、そちらについては整備課のほうから答弁をお願いするという流れでちょっと説明をさせていただきたいと思ひます。

一般競争入札の流れについてですが、いまさらというところもあるかもしれませんが、まずは、指名委員会等々で中身を精査いたしまして、それを受けてこういう形で一般競争入札を行いますという公告と呼ばれるものを行います。その中で、今回いろいろ論点になっております入札の参加資格であるとか、あとは入札の場所とか日時とか、その入札を行うために必要なものを記録した公告というものを出します。

それを受けまして、業者のほうでこの公告の中身を確認した上でうちこの一般競争入札に参加したいんだけどもということ、エントリーをしてくるという形になります。

それに対してまして、担当課のほうでそのエントリーしてきた業者が資格を満たしているかどうかというところを資格審査という形で行います。今回は、条件つき一般競争入札ということでございますので、地質の条件もあれば、今回特に付した条件、例えば県内に本支店があるとか、先ほど来議論になっております経審の点数が何点以上だとか、そういった部分について確認をするということで、適否を判断した上で業者のほうに通知をしてあげる。

それに対して業者のほうで最終的に入札に参加する、しないという形で入札の場面に臨んでくるというような流れになります。

ですので、たまたま今回次の議案になりますけれども、たまたま同一の業者さんがとつたというふうなことにはなりますが、今回の条件の中で、例えば施工実績であるとか、そういった部分について確認するというような参加条件になっていないということもございまして、入札そのものについては、制度上適正に進めてきたというような流れになるかと思ひます。

私のほうからは以上でございます。

議長（阿部 均君）続いて、震災復興整備課長早坂俊広君。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今財政課長のほうから話がありましたように、まず一般的な競争入札の流れということで、さらに条件つきということで、今回県内に本店もしくは支店があるか、及び経審850点以上ということと、あと特定建設業の許可を持っているか。さらに、1級土木施工技師相当、管理技師等相当の技術者を専任で配置できるか。または、その雇用期間3カ月以上前から雇用した形態であるかという、そういった確認のほうをさせていただきまして、問題ないという判断から今回入札審査のほうを確認させていただいている状況でございます。

また、お手元のほうに今回そういう経緯の中の工事ということもございまして、いろいろ技術的に対応可能かというご心配もあるというお話もございましたところも過去の施工実績の確認をさせていただいております、こちら3回ほど3工事ほど造成工事の経験あると。

この中で、この真ん中の吉田舟入北団地のほうでは同じような深層混合処理の地盤改良の実績があるということで確認しておりますので、ご理解いただけたらというふうに考えてございます。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい。今指名していただいた、資料の中説明をいただきました。

やはり、今回の案件なんかはやっぱり事前にこういったものを出していただければよりスムーズな質疑、審議ができるのかなというふうに思いますので、ぜひ今後ともこういった丁寧な資料の提出というのをぜひお願いしたいと思います。

今一番私も心配していた工法の経験があるということで、非常に安心したところであります。参考になりました。わかりました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい。皆さん終わったようだから、先ほどおわび訂正があった件について再度そういうことであれば、質疑を続けさせていただきたいと思います。

おととい、きのうと議会の報告会という形で2晩……ですが、やっぱり特にゆうべは坂元の公民館という場所でもありましたので、町下郷の人たちがご参集いただいたんですが、やっぱりあそこの排水を大変心配していらしたということでございます。

それで、お伺いしたいのは、それではこの排水事業はいつ着手して、幾らの予算で本町の持ち出しはないという方向でいくのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（阿部 均君）震災復興整備課長早坂俊広君。排水工事いつごろ完了し、また、町の持ち出し等はあるのかないかの確認です。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。今回実施する工事につきましては、工期は今年度末ということで、3月末というふうに考えておまして、町の持ち出しはないというふうに考えてございます。交付金事業ということで、国の予算で対応する形で考えてございます。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい。いや、それはわかるんです。そうでなく、先ほど訂正がありましたね。答弁に。つまりは、これは排水工事、道合地区の排水工事ではないと。最初お聞きしたときはそうですとお答えですが、いや、間違いましたと。答弁に間違いがありましたと。おわびすると。訂正するというので、道合地区の排水工事は別にやるんですと、こういうお話をいただきました。ですから、その排水工事はいつ着手して、事業費は幾らぐ

らい見ているんですかということをお伺いしたわけでございます。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。先ほどの早坂課長からの答弁の中で、今回の道合地区の排水についてございました。道合地区という大きな意味で捉えての排水、これで磐石なのかというご質問だったかと思えます。結果、今回の部分については、この災害公営住宅をつくる面整備に当たって、そこの排水整備のほうをやってまいりますという回答でございました。

全般のところにつきましてどうなのかという、今のご質問だろうと思えます。これにつきましては、まず、この災害公営住宅での排水対策を十分やらせていただいて、その後を考えさせていただくということで考えております。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい。副町長の解説を待つまでもなく、そのように理解しておりました。ですから、最初お伺いしたときはそうですみたいなお答えいただいたんですが、その後訂正あったんですね。だから、訂正あったことを受けての質問なんですよ。

ですから、今副町長さんがお答えになったようなことは理解して聞いているわけです。もちろん、これ終わってからというのも理解できます。ですが、ですから、先ほど前段に申し上げましたとおり、おととい、きのうと議会報告会をしましたところ、きのうは坂元公民館の場所でした。私どもは、やっぱり一番心配なされてどうなったの、さっぱり聞こえてこないんだけどもというお話をいただいたので、あえて、ですから、その終わってからでしょうが、いつごろ着手して、事業費としてどれぐらいをお考えですかと。町単独、町の持ち出しはどのようにお考えですかと。それは、今までの流れから言うと、これは町の持ち出しはなしであそこの排水できるから、今度のこの災害公営住宅をあそこにつくるんだということで、これ随分右往左往というか、議会も難儀をしましたし、執行部の皆さんも難儀なさったと思うんですが、それでここまで来たわけです。

ですから、ゆうべも出ました。道合地区の排水事業はいつ着手して、どういう事業規模で町の持ち出しはないんでしょうねということの質疑でございます。

副町長（嘉藤俊雄君）はい、ありがとうございます。今回道合地区の今回の災害公営住宅を進めることによって、ある程度排水も改善される部分あるんだろうと思えます。

その部分については、町の持ち出しと申しますか、復興交付金で財政措置されますので、持ち出しなしでできるということになります。

さらに、この計画によって全てが解決するのかという部分あるんだろうと思えます。そういった点につきましては、今後研究してまいりたいと思えますし、そのときに町の持ち出しがどうなのかというのも事業の内容によってくるのかなと思えます。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい。ちょっとかみ合わないんですけれども、つまりは、この今している議案51号、これをやると、かなりの排水ができると、今の副町長さんのご説明というか、答弁だと。だから、道合地区の排水はあらかたこれでいくんじゃないかと、そういうふうにも受け取るような答弁に私はとるんですが、だとすれば、先ほどの課長のおわび訂正の答弁は要らないんでないのということですよ。

私は、これで排水いくんですねと、こう一番最初に課長には聞いたんですよ。そうしたらそうです。間違いないですねと言ったらそうですと、2回私確認したんです。ところが、遠藤龍之議員の質疑のときにやはりちょっと違ったので、訂正させてくださいと。いや、訂正の前におわびだろう。それならば2回も確認したんだからと言ったとこ

ろ、いやおわびして訂正すると、こういうお話をいただきました。じゃ、わかりましたと、その分については了解しますと。つまりは、排水はこれで道合地区の排水ということにはいかないと。この災害公営住宅の造成工事の排水だけはいくよと、こういう意味に訂正なされたんですよね。課長は。ですから、それは了解しましたと。理解しましたと。

それでは、だからゆうべも私ら議会報告会で行った折に大変心配なされて、何だかさっぱり道合地区の排水の話も出てこなくなったのはと。どうなっているんだやという話が出たんです。ゆうべも。それで、いやあした……、齋藤慶治議員がお答えになったんだな、あのとき。あしたその件について議案で出ているので、あした審議しますと。するんですと。こういう町民の皆さんに説明してきたんです。ゆうべ。ですから、今副町長さんの説明だと、これで大体排水いけるだろうと、説明をただ私なりに捉えたんですから、私が間違っただけならまた訂正いただいてもいいんですが、大体いけるだろうと。道合地区の。それをやってみて、それでまた排水悪いときはまた考えると言うけれども、今のところ考えていないみたいにおっしゃったように私は受けとめたんですよ。

私は、そうじゃないんじゃないのかなと思うんですが、いかがですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私のほうからお答えをさせていただきます。

今までおわびを含めてお話してきた中身というのは、道合地区というのは一定のあそこの地域の広がりがある中で、今回この公営住宅絡みで分離発注させていただく、この造成工事あるいは排水工事、そしてまた道路工事、これについては、一定のエリア、やはり公営住宅の建設に伴って認められる一定の範囲での道合地区というふうなことでございます。

その工事を施工することによって、これまでいろいろと心配されてきた道合地区での排水対策というのは相当程度アップするんじゃないのかなと、カバーできるんじゃないのかなと、そういうふうな考え方で来ておりますし、限られた面積の中での工事については、繰り返すようでもございますけれども、交付金で地元の負担なしでやられるというふうな、そういう理解、説明をしてきたところでございます。

今回の工事を施工することによって、道合地区全体として問題なく機能するかどうかということについては、現段階では相当程度機能するだろうというふうに思いますが、具体の工事を施工した中で過不足があれば、それについてはまた別途計画をして、全体としての機能が十分に発揮できるような、そういう段取りを考えていかなきゃならないというふうに考えているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。町長のほうから出てきていただいたので、大変好都合でございます。

最後は、町長に聞かなきゃいけないと思っておりましたので、お伺いします。

今の町長の説明も副町長の説明とそう変わりはない。もちろん変わったらおかしいですが、町長と副町長と。ということは、変わりはないということは、これをやる、今回のこの51号議案をやることによって、相当程度排水がよくなるだろうというふうなお答えですよね。ということは、これで前町長の考えていた町の持ち出しなしに道合地区の排水をよくするというに通じるわけですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今のお尋ねについては、程度問題といたしましょうか、私どもとしては、あくまでも公営住宅の工事絡みで可能な事業区域、この中でカバーできる範囲というのは限られておりますけれども、今までのあそこの大雨時の湛水被害状況を勘案したとき

に、相当程度それはカバーできるというふうに理解しているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、つまりは、今のご答弁から推しはかるにというか、受けとめるには、相当程度排水がよくなるだろうと、町長の今のご説明でございますよね。ということは、しばらくはこのままにして、これやったら、様子見ると、こういうふうな受けとめざるを得ないんです、そういうふうな受けとめていいんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。道合地区の問題もでございます。一帯ですと谷地川の問題もございまして、坂元地区全体あるいは町全体の排水対策に必要な場所も相当数ございます。

そういう全体の兼ね合いもございましてけれども、できるだけ道合の分については、この工事が完了して排水の機能を確認する中で、できるだけ早い機会に問題の解決に当たっていききたいなと、いかなければならないなというふうに、現段階では考えています。

12番（佐山富崇君）はい。いや、今まで町長の説明と今の話では全然違うように私は受けとめるんですよ。全然違う。ですから、今の町長の話から言うと、道合地区の排水から今度南側の川何て言うんだっけ、あれ谷地川、それだの町全体の排水というようなすりかえですよ。

そうじゃないんだから、そんな話しているんじゃない。全体の話だったら、私今まで何回も町長とやり合ってきたでしょう。排水が大事、上は土にとって水流れる。遊水池皆なくして皆埋めた。大変なことになりますよという形で、私何回もやり合ってきました。排水については、それはそれでいいんですが、そのこととこの道合地区の排水をすりかえというか、そういう形で持っていったらだめだと思うんですよ。町長。

これは、前から言っていたとおり、道合地区の排水については造成工事とあわせて排水していくから、持ち出しなしで道合地区の排水はよくなると、こうおっしゃった。完全かなと思うでしょうが。ところが、今の話から言うと、今度は造成工事と関連した分だけ排水よくするから、かなりよくなるんじゃないかと。あとは全体の排水と一緒に町内の全部の排水悪いところと同じように見きわめながらやっていくと、こういうことだ。

つまりは、今度の工事だけで道合地区としての排水は計画はやらないと、即は。しばらくぶん投げておくと。悪い言葉で言うと。ぶん投げておくという言葉は悪いね。しばらく様子を見ると、こういうことだね。

それでは話全然違うんですよ。町長はここに災害公営住宅を建てることによって町の持ち出しなしで道合地区の排水はよくなりますから、必ずあそこに災害公営住宅を建てなきゃならないんだと、こういうことで進めてきたんですよ。

それなのに、この造成工事ですら若干そこよくなつて。だから、あとは道合地区、ほかの町内の排水悪いところと一緒に少し様子見ましようみたいな話になっちゃっているんだもの、私ら……、私言ったんじゃないんだよ、これ。町長のほうから出た、町民からそういうふうにするから、町の持ち出しなしで道合地区の排水をよくします。私言ったんじゃないもの、私らが言ったみたいになじよになっているのとお叱りまでは受けなかったけれども、いろいろ聞かれました。さっぱりその後何のこともないんだねわと。慶治議員がいや、あした審議しますからと、こういう答えしてきたね。慶治さんそうだね。いや、笑い事じゃないぞ。笑いの中に真実はあるんだけど、とにかくそういうことなんですよ。

そのところ、町長全然違うから、改めてお答えいただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。全然違うというふうなお話ですけども、全然違うということはご

ありません。我々は一貫して交付金事業で道合地区の一定のエリアで事業をできれば道合地区の排水問題は相当程度よくなると、解消できるというふうなお話をしてくれております。

解消できるという、その程度問題ですよ。隅々まで過不足なくやれるというふうな意味合いに捉えるのか、あそこの道合地区の一部の交付金事業にはなりませんけれども、道合地区の排水機能は相当程度よくなるというふうに捉えるのか、その辺のニュアンスの問題はあろうかというふうに思いますけれども、相当程度機能はアップするというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。町長、ちょっとだんだん言葉変えてだめですよ。一番最初相当程度なんて言ったことありますか。道合地区の排水はこれでやらなきゃならないんだと、こういう覚悟のもとに始まったんですよ。それでここに災害公営住宅を何が何でもつくらなきゃならないんだと。相当程度なんていう問題じゃなかったですよ。

もちろん、万全ということはありません。雨何ぼ降るかによってだから、思ったよりよく降ったからなんだとか、それはあるでしょう。だけれども、相当程度なんていう言葉は前使っていませんよ。

町長、そうやってだんだんずらして行ってだめさ。相当程度とか、割合よくなるとか、割合つけたらカラスも白くなりますからね。ですから、割合とか相当程度とかと、そういうふうなこと、だって町長言わなかったんですから、最初は。道合地区の排水はこれによって町の持ち出しなしにできます。こうおっしゃったんですよ。ただし、どこまでいったってこれもち明きませんので、きょうはやめます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい。2点だけ確認いたします。

先ほどの同僚議員の質問の中で、県の委託と物価スライドの話が出てきました。この点について2点お伺いしますけれども、1点だけは、県の委託費というのはどれぐらいなのか、それをちょっと教えていただけますか。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。4億3,700万円でございます。

1番（青田和夫君）はい。今4億3,700万円と言われたんですけれども、これは事務費、もしくは人件費等々のものだと思って今聞いたんですけども、こんなにかかるものなのかどうかお伺いします。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

4億3,700というのは、設計委託であるとか、あるいは工事管理であるとか、工事費本体、そういったもの、もろもろを含めまして4億3,700万円ということでございます。

今の質問のございました事務費、そこにつきましては、1,200万円というふうなことでございます。以上になります。

1番（青田和夫君）はい。この事務費ということは、人件費も含めてということの理解でいいんですか。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、お答えいたします。人件費も含めてというふうなことで理解をしております。以上になります。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。

次、物価スライド等のものでお伺いします。物価スライド等のやつで、先ほどから企

画整備の課長のほうから答弁ありましたけれども、購入材料の部分のスライドだと思うんですよ。これは、工事の概要の中での盛り土の部分というふうに解釈するわけですが、この物価スライドのやつの数字はどれぐらいなのか、ちょっとお伺いします。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、お答えいたします。

物価スライドというふうな話をさせていただいたのは、あくまで建築、建築業務の枠の中での物価スライドというふうな内容でございます。したがって、盛り土のというふうなところは、今回の話からは該当いたしません。

物価スライドなどというふうな言葉を出させていただきましたが、建築委託業務の中でのスライド分としては、8, 200万円というふうなお答えをしたうち、約1, 700万円でございます。残りの6, 500万円につきましては、85パーセントの割落とし、こういったところで金額の15パーセント分を戻さないとな新たに発注できないというふうな理由から、85パーセントから100パーセントに戻した差額、これが6, 500万円というふうなことで、合わせまして8, 200万円というふうな回答でございます。以上になります。

1番（青田和夫君）はい。今建築費ということなんですけれども、ここのところに向こうのやつで書いてありますけれども、この盛り土の部分に関しては、先ほど説明がありました。4メートルから8メートル回すと。ということは、切り土ではなくて盛り土ということは、例えば山砂等々を購入するということの中身で、だから物価スライドなのかなというふうに理解していたんですけれども、その理解でいいのかどうか伺います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。造成分につきましては、地盤改良工で地盤改良するエリアが広がったということからの増額分ということで考えてございます。

物価スライドというのは、あくまでも建築のほうの資材の関係でスライドによる増額ということになってございますので、そちらのほうご理解いただければと思います。

1番（青田和夫君）はい。今課長から建築物だけということなんですけれども、盛り土の土のコスト高が大分違ってきていますよね。今から3年前、4年前と。そういう意味で聞いたんです。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。今回のプレロードの土につきましては、坂元で発生した土を再利用して使うというふうな形で考えてございます。そちらのほうは影響はないということでご理解いただければと思います。以上です。

1番（青田和夫君）はい。そういうことを先に言ってもらえればこんなにくどくど質問しなかったわけで、わかりました。終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

6番遠藤龍之君の反対の討論を許します。

6番（遠藤龍之君）はい。ただいま提案されております議案第51号平成27年度復興住宅請1号新坂元駅周辺地区（道合）災害公営住宅造成工事請負契約の締結について、次の立場から討論に入りたいと思います。

この契約につきましては、この間の議論の経緯を見ますと、解かれなければなら

ない疑問が解かれぬまま契約に至っているということから、次の理由で反対をするものであります。

この工事は、軟弱地盤での対応等、そもそも無理な計画を強行したことによる事業の大幅な遅れ、JVとの変更協議が不成立となったことの現場作業員不足、建築資材の高騰等を理由とすることが理由になっているのではないかと。協議の努力はまだあったのではないかとという疑問、ほかに何か疑問があるのではないかとという疑問、これまでのコスト削減、工期の縮減を目的とした設計施工一括発注方式、総合評価入札方式とする手法を十分な検討・総括もなく変え、造成・建築を分離して発注するとした対応・手法に疑問、そのことからさらに、工事スケジュールの大幅変更、工期も大きく延び、早期実現を目指したこの計画の管理や手法に大きな問題があったのではないかとという疑問、こうした重要事案が復興本部会議での十分な検討、協議がなされた上での決定か。これらの会議の機能が発揮されていないのではないかとという疑問、こうした取り組みに対する姿勢、手法を改めない限り、今後の各種事業のさらなる遅れが生まれるのではないかとという懸念、さらには、いろいろ問題が指摘され、南地区での建設の方向で進められていた案を道合地区への建設に踏み切った大きな要因となった早期実現を主な目的とした政策提言、この中には今問題になった排水問題というのも大きく含まれております。

この政策提言を提出した8名の議員の皆さんのその後の対応、責任にも疑問が残ります。

政策提言の内容は、いまだ公開されておらず、内容は確認できておりませんが、皆さんの提言に沿った責任を果たせていけば、このような大幅な遅れも見られなかったのではという、早期計画の実現、一日も早い入居を望んでいた被災者の皆さんの無念さははかり知れないと受けとめております。

さらには、今回提起されております、先ほど来の疑問についても、懸念についても結果十分な理解ができない。疑問が残ったままの状況と私は受けとめております。

作業員5名の会社が1億8,000万円の事業、そして、この次提案されております1億6,000万円の道路の事業、それを同時期に進めていくと。これが果たして普通の常識の中で理解のできる内容のものなのか。その点についての疑問もこの間の質疑の中では解くことができませんでした。

問責決議で指摘したことが十分生かされているのかとする疑問等々、以上の疑問、懸念が解かれぬままである。こうした重要事案に取り組む姿勢、手法、問題があるということ指摘し、この契約案件には反対をするものであります。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番齋藤慶治君、登壇願います。

7番（齋藤慶治君）はい。私は、議案第51号に賛成の立場で討論いたします。

今回の道合地区の災害公営住宅においては、今まで議会でいろんな形で議論をしてきました。震災より4年5カ月が過ぎ、各災害公営住宅集団移転事業も大体めどがつき、それに向けて今全力で計画、走っている案件であります。

今回の第51号の議案の災害公営住宅の新坂元駅における集団事業において、最後の戸建ての最後の中高層の住宅で完結を見ます。

本町においては、被災者のことを思い、今までいろいろな問題において遅れていたこの事業をこれ以上遅れさせないためにも、この工事においてしっかりと契約内容におい

て完工していただき、災害公営住宅への入居を進めていきたいと思っています。

そういう立場で、今回の契約案件、いろいろ他の入札状況において諸課題、入札不落といういろいろな状況の中で、企業が7社において応札した結果を尊重し、その企業においてしっかりとした計画内容で完工していただくように切に願い、また、執行部においてはしっかりと管理し、これ以上工期を遅れないような形で進めていただきたいと思います。

以上をもって私の賛成の立場から討論をいたします。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第51号平成27年度復興住宅請1号新坂元周辺地区（道合）災害公営住宅造成工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第52号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。議案第52号平成27年度復興交付金事業町道4164号浅生原笠野線道路改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

なお、議案の内容につきましては、別紙配布資料No.2にてご説明いたしますので、ご覧願います。

議案の概要についてご説明いたします。提案理由でございますが、町道4164号浅生原笠野線道路改良工事請負契約を行うに当たり、地方自治法第96条第1号第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

続きまして、項目及び内容についてご説明いたします。

契約の目的、平成27年度復興交付金事業町道4164号浅生原笠野線道路改良工事でございます。

契約の方法、条件つき一般競争入札。なお、入札参加業者数は7社でございます。

契約金額、1億6,630万4,880円、こちら消費税含むもので、落札率は85.02パーセントでございます。

契約の相手方、亙理郡亙理町吉田字板橋99番地、株式会社岩佐組、代表取締役岩佐正夫でございます。

工事の場所、山元町花釜地内ということで、次ページ地図をご覧願います。

工事の場所は、山元町花釜地内ということで、本地図の赤線で示された範囲、平成26年度工事箇所を示しております緑の箇所の先線からこちらの青い線で書いてございます相馬亙理線の新ルートまでの延長760メートルを施工範囲としてございます。

続きまして、工事の概要ですが、次ページ、A3平面図をご覧願います。

こちら、施工の範囲といたしましては、平成26年度工事の終点箇所、こちらでお示ししております左側、町道いちご街道線からこちら右の相馬互理線、青で示した範囲760メートルでございます、こちら道路幅員を下にお示ししております標準断面図、こちらの既設の道路幅員、3メートルから4メートル程度の道路を幅員10メートルに拡幅する工事でございます。

なお、下の標準図を標準横断面図の黒い実線で書かれている部分が現地版、こちらの赤い線で書かれているのが改良する断面という形で見ただけだと思います。

こちら、既設の道路周辺の切り土工、こちら及び拡幅の盛り土工、また、こちらの車道、歩道の舗装、こちらの横断面図の左に示しております排水構造物の設置、また、車道側の防護柵、この横断面図の右側ですが、また、左側の歩道の側に置いてあります転落防止柵、こちらを設置する内容になってございます。

2ページ前の議案の概要にお戻り願います。

こちら、工事の場所概要は表記のとおりということでご理解願います。

工期につきましては、議決された翌日から平成28年3月25日まででございます。

以上で議案第52号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

7番齋藤慶治君の質疑を許します。

7番（齋藤慶治君）はい。1点だけお伺いいたします。

この平面図の関係なんです、道路の拡幅が全部一律でないような場面がぱっと見て2カ所ぐらい、幅が狭いところ、推測では多分用地買収等がうまくいかないかどうかなのか。本来なら、そこら辺同じく工事し、これは避難道路という位置づけになると思いますので、そういう形で対応すべきだと思うんですが、そこら辺の理由、原因というのが何なのかをちょっと教えてほしい。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。こちらご提示しております平面図が小さくて見づらくて申しわけないのですが、道路そのものの幅員は一定で引いてございます。

その盛り土にしているか、もしくは盛り土の量をそののり面の長さが違うので、幅員が違って見えているところもあるかと思えます。ご理解いただければと思います。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

13番（後藤正幸君）はい。私も1点だけ。平面図でお伺いしますが、このいちご街道のすぐ西側、橋が今狭い状態になっているんですが、この工事では道幅に広げるのか、広げないのか、ちょっと教えてください。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。こちら、既設のボックスカルバートがあるということで、車道自体は確保されているんですが、歩道が確保されていないと。そちらにつきましては、プレキャストということで、あらかじめコンクリート構造でつくられているものを側道につけて拡幅する形で対応いたしますので、そちらのほうご理解いただけたらと思います。

既設の構造物に歩道を新たに構造物等取りつけて拡幅する形で対応したいというふうと考えてございますので、ご理解いただければと思います。

13番（後藤正幸君）はい。要するに、広げるという判断していいんですね。はい、わかりました。
議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい。2、3点だけお伺いします。

まず1つ目は、先ほどの51号と52号、2本の工事とも同じ入札日が同じ日だったのか、お伺いします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。同じ日が入札してございます。

1番（青田和夫君）はい。次に、入札参加業者、7社とありますが、道合地区と同じ業者なのか、お伺いします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。全く同じということではございません。違う業者さんも幾つか入っている状況でございます。

差し支えなければ、今から読み上げますか。（「ゆっくり言ってくれる」の声あり）株式会社NIPPPO、日本舗装ですね。2つ目、株式会社山村、3番、3社目としまして、株式会社クリワダ、失礼しました。

失礼しました。再度読み上げます。株式会社NIPPPO、山村、失礼しました。3番目としましては野村建設、4番目としましては荒木建設工業株式会社、5番目としましては池田建設株式会社、6番目としましては岩佐組、7番目としましては横山産業ということで、以上でございます。

1番（青田和夫君）はい。これの特定制度のやつでどれぐらいのやつで出ていたのか。どれぐらいの点数からこの7社が入っているのかお伺いします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。こちら、入札条件といたしましては、まず850点以上ということで、県内本店、支店がある会社ということで考えてございますが、また、町内の業者育成目的ということもございまして、こちらにつきましては、道路改良工事ということで、先ほどと、道合地区と違いまして、単純な内容ということもございまして、県内業者につきましては、700点以上という条件で設定してございます。

そのような中、まず、評点につきましては、株式会社NIPPPOにつきましては1,695点、株式会社山村につきましては792点、先ほどと順不同で申しわけないんですが、岩佐組876点、横山産業が872点、荒木建設工業株式会社、こちらが949点、野村建設株式会社、こちらが865点、池田建設株式会社が884点、以上でございます。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。

もう1点だけお伺いしますけれども、工事の規模や工期、従業員などの企業の規模を考えれば、さきの入札で落札した業者を除くなどの方法はなかったのかどうか、その点だけお伺いします。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。今回一般競争入札のつきのうち条件つきという形でやらせていただきました。

工事の規模自体、また難度から言えば850点以上ということで考えたところではございますが、また、町内の業者への入札機会の付与という部分も勘案しまして、町内本店、支店等を持っている方々につきましては、700点以上というところまで考えたところでございます。

2社、2事業1つの会社でとったということで、除外してはどうかという話でございしますが、そのところまでは考えてございませんでした。以上でございます。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 5 2 号平成 2 7 年度復興交付金事業町道 4 1 6 4 号浅生原笠野線道路改良工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 5 2 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際暫時休憩とします。再開は 2 時 5 分といたします。

午後 1 時 5 6 分 休 憩

午後 2 時 0 5 分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第 6 . 議案第 5 3 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第 5 3 号平成 2 7 年度請 1 号山元町子育て拠点施設新築・復旧工事請負契約の締結についてご説明いたします。

それでは、お手元に配布しております資料 No. 3 議案の概要により説明いたします。

本案件は、子育て拠点施設の新築・復旧工事の請負契約の締結するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

以下、項目、内容について順にご説明いたします。

1 . 契約の目的は、こちらは平成 2 7 年度請 1 号山元町子育て拠点施設新築・復旧工事です。

2 . 契約の方法は、条件つき一般競争入札です。入札参加業者は 4 社ございました。

3 . 契約金額は 9 億 1 2 6 万円。この金額は、消費税を含んだ金額となります。なお、落札率については 8 6 . 4 2 パーセントとなっております。

4 . 契約の相手方です。こちら、仙台市青葉区に所在する株式会社橋本店となります。

5 . 工事の場所です。こちら、山元町浅生原地内、新山下駅周辺地区の新市街地内に建設するものとなります。

なお、参考として、次ページに位置図を添付してございます。こちらの位置図の赤の点線で囲まれた箇所に子育て拠点施設の建設となります。

続きます。

6. 工事の概要は、用途保育所・児童館・子育て支援センター・山下第二小学校児童クラブとなります。

敷地面積は7,935.43平方メートル。建物構造は、保育所については木造一部木造耐火構造平屋建て、1,183.81平方メートル。児童館等については、木造平屋建て、818.157平方メートル。その他外構工事一式を合わせての発注となります。

なお、最終ページに完成した際の子育て拠点施設の鳥瞰図を添付してございます。

続きます。

7. 工期についてですが、本議会で議決された日の翌日から平成28年3月25日まで、年度末までとなります。

以上で議案第53号平成27年度請1号山元町子育て拠点施設新築・復旧工事請負契約の締結についての説明となります。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

1番青田和夫君の質疑を許します。

1番（青田和夫君）はい。今説明がありましたけれども、この中での物価スライドはあるのか、ないのか、ちょっとお伺いします。

議長（阿部 均君）保健福祉課長、物価スライドはこの予算の中にあるのかないのかということ、で、なければならない、あればあったということ。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちら、物価スライドはない、現状の物価の価格での積算となっております。以上でございます。（「以上です。いいです」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

6番（遠藤龍之君）はい。いよいよ子育て拠点施設並びに保育所を含めた施設ができると。つくられるという段階になったわけでありますが、これは、この間の質疑、議論の中でも何回もあった話でありますが、この施設が建てられる、あわせて保育所も建てられるということによって、坂元への影響というのはないのか。簡単に一言で言えば改めての確認の質疑ということになるわけですが、坂元地区での保育所の再建というのはこの時点でどうなのか確認をしたいと思います。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。坂元地区への保育所の設備につきましては、これまでもお答えしてまいりましたけれども、坂元地区における保育の実態を踏まえた中で、どういう形での整備のあり方が望ましいのかというふうなことで検討を重ねてきているというふうなことでございます。

できるだけ早い期間にこういうところでこういう形でというようなことをお示しできればというふうに思っておりますが、今1つ並行して進めておりますのが、新市街地に予定しております復興拠点（仮称）地域交流センターというふうなものを整備する過程で町民の皆様のこの箱物整備に対するご意見等を伺う、そういうふうな過程を経つつございますので、そういう問題等含めて、この問題の整理が早くしていきたいというふうに思っております。

坂元地区にどのような形で子育て施設を整備する方向で結論を急いでまいりたいとい

うふうに考えてございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。どういう形での、あるいは何らかの形でのという表現がこれまでもございましたが、その中には独立した保育所の再建と、地域住民が要望しておられる再建というのにも検討対象の中に入っているのかどうか確認したいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これまでの過程、そしてまた今回の請願というふうな部分で、どのような最終的な形になのかというふうなお尋ねかというふうに思いますけれども、先ほど申しましたように、坂元地区における保育の実態、やはりこれは現在あるいは今後というふうなことも一定程度考慮した中でやっぱりあるべき姿を模索していきたいなというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい。なかなかすっきりした思い伝わってこないというか、この質問に対して、最終的にとみずから言っているんですから、最終的にどうなるのか、その検討の対象の中に入っているのかどうかということの確認です。独立した保育所の再建というのが、というの、最終についてそういうことも含めて検討しているということであれば、そういう、明確に言ったほうがこれはいいんじゃないのかなと思うので、最終はどういうふうになるかわからないよ、それはね。そういうことも含めての検討なんだべから、ただ、今検討する段階で当然この地域の明確な要求、要望にあるこの独立した、もとに戻すという保育所の再建、こういった形もいろいろな形って何らかのというような表現の中に含まれているのかどうかということの確認なんです。

町 長（齋藤俊夫君）はい。坂元地区の保育の実態、保育に必要な対象者、利用者というふうなものを勘案しなくちゃないだろうというふうに思いますので、それはある意味幅広く考えていくというふうなことになろうかなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。入っていると、今の表現の中で私は受けとめました。そういうことで、いろいろな地域活動も進めていきたいと、これは関係ないですね。わかりました。以上です。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8 番（佐藤智之君）はい。2 番目の、改めてこれを伺います。条件つき一般競争入札の中身について。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

条件つき一般競争入札の条件ということでよろしかったでしょうか。こちら、通常の一般的な参加資格条件のほかに、今回定めているのが先ほど来お話ありました経審の点数というのがございまして、そちら 1、100 点以上というふうに、まず 1 つ決めてございます。かつ、1 級建築士が 10 名以上であること、あとはほかは一般的なルールでしょうか。この 2 つが特に指定していることになるかと思われま。以上です。

8 番（佐藤智之君）はい。工事の概要の中で、保育所木造、次の括弧の部分、ちょっと私の頭では理解しがたいんですけれども、一部木造耐火構造。ちょっと一部矛盾するような構造なんですけれども、この辺について。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちら、木造の後の括弧の中の木造一部耐火構造ということなんですが、こちら、木造建築、木造の柱を使うんですが、その木材を石膏ボードで包んで耐火構造の仕様としている手法ということとなります。以上です。

8 番（佐藤智之君）はい。いわゆる石膏云々というもの、そこの保育所の教室の中だけの工事なのかどうか。全体ではないんですか。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。場所につきましては、保育所の建物の中でございます。今なぜそういう構造が必要なのかというふうな話を補足させていただきますと、木造の建物については、火災とかに弱いというふうなことで、500平方メートル以上の建物につきましては、今言った耐火構造、それを中にかませることによって、延焼を防止するというふうな狙いがございます。

そういうふうなところで、今話がありました一部木造耐火構造を建物の具体的な場所的には、北東側でございます。面積といたしまして約10平方メートル、その建物の部分というか、間仕切りの部分にそういった構造を持たせるというふうなことでございます。

済みません。床面積として今10平方メートルという話をさせていただいたつもりだったんですが、申しわけありません。訂正させていただきます。床面積として、約80平方メートル、その部分をそういった構造を施すというふうなことになります。

その80平方メートルの機能につきましては、建物と建物を結ぶ廊下及び職員の入入口、その部分がそういった構造になります。以上になります。

8番（佐藤智之君）はい。そうしますと、この建物全体にはそういう耐火構造はやらないという捉え方でいいんですか。その箇所だけ。

建築営繕室長（佐山 学君）はい。お答えいたします。今のその一部分だけ、一部分だけをそういった構造にするというふうなことです。

建物を2つに切り分けることによって、万が一、あつてはならないんですが、火災とかそういうふうなものがあつたときに残りの部分に火が回らないように、そういうふうな延焼防止材を取り込んだような材質を使うというふうなことでございます。以上になります。

8番（佐藤智之君）はい。どうせやるなら、児童館あるいは子育てセンター、その辺、あと児童クラブ、要所要所に全部施されたほうがより価値的ではないのかと思いますけれども、その辺どうなんでしょうか。

議長（阿部 均君）保健福祉課長。3つの施設のその区切り、区切りにそういうふうな構造で対応したほうがいいんじゃないかというので、その辺について。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えします。今回一部耐火構造としたのは、保育所の部分でございます。そちら今佐山室長からお話ありましたとおり、あれ小型の建物ではございまして、ある一定の中で区切ることができる。なお、1,000平方メートル以上超えているというふうな建物でもって、そこで条件つけて一部耐火構造というふうにさせていただきます。以上でございます。

ご質問のとおり、子育て、児童館等の丸い施設も必要な箇所はあるかと思うんですが、基本、全て耐火基準、耐火、木造建築に必要な耐火基準は全て守った形での整備となりますので、その辺は安全な建物になるというふうなことで発注をさせていただきます。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい。くれぐれも子ども施設でありますので、この辺特に火災等について万全な対策を講じられるように、今のうちから要望いたしておきます。できれば町長の思いなどを。

町長（齋藤俊夫君）はい。小さいお子様をお預かりする施設でございますので、議員ご指摘のような点を十分踏まえて安全・安心対策を施していくように、なお意を用いてまいります。

なというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第53号平成27年度請1号山元町子育て拠点施設新築・復旧工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第54号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、議案第54号平成27年度山元町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

お手元に議案書と、あと補正予算附属資料説明書のほうご準備いただければというふうに思います。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ7億2,476万6,000円を増額し、その結果、歳入歳出予算の総額が333億7,105万4,000円となっております。

今回の補正におきましては、復興交付金の第12回申請分に係る交付決定がありましたことから、その関連経費につき予算化をしておるところでございます。

それでは、歳出予算からご説明をさせていただきます。議案書のほうの6ページをお開き願います。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費につきまして4億2,667万7,000円計上しております。こちらにつきましては、復興交付金第12回申請分として交付決定のあった国・県補助金をそれぞれ記載の基金に積み立てるものがございます。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第9目農業復興推進費につきまして、合わせて2億9,808万9,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書のほうを用いましてご説明をさせていただきます。附属資料のほうの1ページをお開き願います。

内容といたしましては、東部地区農地整備工事の段階的な完成にあわせまして、町内の農業法人に貸与するためのトラクターを初めとする農業機械の購入に要する経費や農業機械の格納庫を兼ねた出荷調整貯蔵施設の整備などに要する経費となっております。

詳細につきましては、附属資料説明書のほうに記載ございますので、こちらを参考にさせていただければというふうに考えてございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算のほうをご説明いたします。議案書のほうにお戻りいただきまして、5ページをお開き願います。

まず、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては、震災復興交付金事業の補助裏に充てるために震災復興特別交付税を約7,400万円計上しております。

次に、第14款国庫支出金及び第15款県支出金でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳出予算のほうで基金に積み立てるところで説明をしたとおりの内容となっております。

最後に、第18款繰入金でございます。第2項の基金繰入金のうち、財政調整基金につきましては、先ほど歳出のほうで説明いたしました農業復興推進費のうち、役務費建築確認検査手数料に関しましては、復興交付金事業の対象外となることから、この分4万7,000円ということになりますが、取り崩しをしております。

また、震災復興基金につきましては、先ほどこれも同じくご説明いたしました農業復興推進費に充当いたしますことから、約2億2,300万円取り崩しているものでございます。

以上が今回の2号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

12番佐山富崇君の質疑を許します。

12番（佐山富崇君）はい。附属資料の説明書もあるので、概略わかるんですが、この説明書にも書いてないのは、2法人となっておりますね。この2法人のそれぞれの構成員数、まず教えていただきたい。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。お答えいたします。

まず最初に、新浜地区であります。新浜地区については、今のところ聞いておるのは55戸が法人として、それから磯地区については5戸であります。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。わかりました。

まだわからないと思うから、余り大ざっぱなことだけ聞くかな。この2法人の主な作目、営農計画を聞きたいところだが、そこまでは余り出てきていないべから、大きな作目だけ、主要作目だけ教えてください。

議長（阿部 均君）この際暫時休憩とします。

午後2時30分 休 憩

午後2時32分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）産業振興課長、主な作物について。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。主な作物でございますけれども、まず、新浜地区については、大きく両法人ともなんですが、大きく分けて土地利用型露地栽培と施設栽培とご

ざいますが、露地栽培につきましては、ネギ、タマネギ、サツマイモ、ニンジン、ゴボウというのが露地栽培で計画しているものであります。（「もう一度……」の声あり）もう一度申し上げます。ネギ、それからタマネギ、それからサツマイモ、ニンジン、ゴボウの、今のところ5品目であります。

施設のほうについては、具体にはまだ固まっていないようではございますけれども、葉物野菜と葉っぱものですね。それとミニトマトというのは計画に上がっております。

それから、磯地区であります。磯地区は3品目計画しております。ネギ、それからブロッコリー、それからニンジンであります。これが露地の分です。

それから、施設のほうがコネギ、それからツボミナの2品目を施設でつくるというふうな計画と聞いております。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。今回の部分については、今説明あったように、復興交付金の対応ということなので、復興交付金の対応の中で実際にこれ品目の積み上げで考えながら今回2法人に対する補助という形になるのか。あるいは被害の積み上げによって、まず今回の事業費を出すという形にしているのか。まずそれから伺いたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回の交付金の対象となる機械、施設等につきましては、基本的に営農再開をするに当たっての作目に合わせてということでございます。

その被害額につきましては、被災については逆に言うところの営農再開をするに当たって限度額といいますか、前の新たにやるものが前の被災額を上回らないということで、被災はその被災金額を上限としてその内枠で新たに、新たにというか経営、営農再開する種目の範囲内で事業費が認められる、あるいは対象が認められるという内容でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。ちょっとわかりにくいんですけども、基本的には被災者、例えば今回A法人さんだと55人、その被災額の積み上げによってある程度復興交付金の新事業申請ができるような形の内容ということで捉えていいのか。例えばB法人さんだったら6人の被災額のその積み上げである程度交付金を申請できるような内容なのか、それをお伺いしたいのと、あと、交付金自体がこの農業関連についてどのくらいの、例えば申請、今まで12回の申請の中で積み上げた額が残っているのかどうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。基本的には営農再開をする被災者の方々の被災額を積み上げて、例えば55戸のうち被災している方が例えば50戸であれば50戸の分の被災額を積み上げたのが交付金の上限額になるというようなことでございます。

その中で農地を集積あるいは大規模化を図るために必要な施設、機械等をその上限額の中で整備していくという内容であります。

もう1点は、もう一度……。

10番（岩佐 隆君）はい。もう1点は、復興交付金の中で具体的にどのくらい今までの申請の中でそういう……。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回の新浜地区については、55戸の中で被災者が約53戸ぐらいになっております。その中の今回は認められたのは3戸分だけです。3戸分の被災額だけです。

ですので、あと約50戸分ぐらいの被災額が残っておりますので、これが次の13回

でその上限の中で交付金の要求をしていくという内容になります。

それから、磯地区は、5戸ですが、ほぼ5戸分の被災額になっていますが、若干営農の中で一部機械がまだ残っているということで、13回以降の交付金申請で要求を上げていくという内容になります。

ですので、金額といたしましては、全体額として今のところ新浜地区で見込んでいるのは25億円ほどです。今回約、新浜地区は2億円ですので、あと23億円ほど残っていると。

それから、磯地区については、全体として8,900万円ほどになりますが、残りが約1,000万円ぐらい残っているということであります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そういう形で積み上げて交付金申請して交付してもらって、あと実際に補助するという形になると思うんですけども、例えばこの25億円積み上げて残っていて、今回は2億円だったということなんですけれども、これ可能性とすればあとの今の事業の中で交付金の申請して、23億円交付決定される、そういった状況がつけられるのかどうか。

あと、これも多分5年間の今までの国が示している、そういった5年間の復興期間、その中の復興交付金のある程度申請の中で具体的にこれから進めていくと思うんですけども、やはり東部全体の整備とあわせると、やはり新しく営農再開するという人たちも大分出てきて、その辺で例えば早く出してもなかなか事業申請全額は得られないということになると、非常にこれからの事業進捗あるいは営農再開に向けてマイナス面がたくさん出てくるのではないかという懸念もされるんですけども、今回の申請の中で具体的にこのくらいしか対応できなかったとか、今後の見通しとしてどういうふうな方向でいくのか、その辺についてお答えしていただければなと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。磯地区についてはほぼ90パーセント以上でありますが、新浜地区が大きくまだ整備分が残っております。これの要求に当たっては、この営農する圃場の完成、それから法人の立ち上げ、そしてこの営農計画の内容というふうなところを大分吟味されております。

そういった中で、今回は一番大きいその残っているものは何かというと、出荷調整とあと農業機械を格納する倉庫等で3棟計画しておりますが、その建物施設が残っております。これについては、営農計画等をベースに今回認められた施設の測量設計費、これをもって設計をして、適正な単価、適正な規模という形で営農計画にあわせて要求をしていきたいというふうに考えています。

この出荷調整施設につきましては、やはり大規模で営農いたしますので、一気にどんと市場に出して、その時期が非常に出荷の量の多い時期にタイミングが合うとやっぱり価格が落ちてしまうということで、平準化を図るような出荷調整が不可欠でありますので、ここについてはぜひ今後の営農を確立するためにも必要不可欠だということを町のほうからも強く、説明をきちんとして臨んでいきたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい。今お話ししたように、今のこの予算の中の経緯もわかるんですけども、ただ、今課長のお話では2億円程度しか今回対応にならなかった、復興交付金対応にならなかった、23億円、今後積み上げ残っているということで、事業そのものもそうだと思うんですけども、あとそれを国に復興交付金の申請をする中で、集中復興期間が終わってしまうと。そういう形で、これから営農再開をする東部の法人だったり、

あるいは事業、その影響もあるのかなということでもありますので、その辺について復興交付金これからこういう復旧関係の事業、積み上げていく場合にどういう方向で具体的に進んでいくのかということ懸念されるので、質問しておりますので、その辺について短くていいですから、答弁いただきたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。復興交付金の、これは基幹事業としてございますので、引き続きこの事業自体は存在というか、制度はありますので、今申し上げましたように、この営農再開するに当たってこの施設がないとこれだけの規模、要は全体として112ヘクタールという大規模な面積を営農いたしますので、その出荷調整の必要性というものを十分説明してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第54号平成27年度山元町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 委発第2号を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。

議会運営委員会委員長（遠藤龍之君）はい。ただいまより平成27年度国勢調査結果を基にした地方交付税算定の特例措置を求める意見書を提案するに当たって、提案の理由を説明させていただきます。

皆さんの文書、一番最後のページ、提案理由あります。

東日本大震災の発災から4年が経過しましたが、甚大な被害を受けました沿岸被災地では復旧・復興に鋭意取り組んではいるものの、まだ道半ばの状況であるのが現状であります。

このような中、震災の影響により人口が激減した被災地において、通常の国勢調査結果に基づき地方交付税が算定されますと、著しく減額される可能性が高いと予想されます。

このことは、一定水準の行政サービスを確保することが難しくなるばかりではなく、復旧・復興の遅れを生じさせかねないことから、震災前と同水準の交付額特例措置をしていただきますよう提案をするものであります。

意見書の内容につきましては、2枚目のページに載せてあります。この内容につきましては、皆さんと検討を重ねた結果でありますので、お目を通していただきたいと思います。

提出先につきましては、衆議院議長大島理森、参議院議長山崎正昭、宮城県選出国會議員、内閣総理大臣安倍晋三、財務大臣麻生太郎、総務大臣高市早苗、復興大臣竹下 亘宛て。以上です。

最初のページに戻りまして、平成27年国勢調査結果をもとにした地方交付税算定の特例措置を求める意見書。このことについて、別紙のとおり、地方自治法第99条及び山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

提出者 議会運営委員会委員長 遠藤龍之。

山元町議会議長 阿部 均殿。

以上で説明、報告終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから委発第2号平成27年国勢調査結果を基にした地方交付税算定の特例措置を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、委発第2号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これで、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回山元町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦勞さまでございました。

午後2時50分 閉 会
